

國民幼稚園の名に於て

（十）幼稚園令の改正

倉橋惣三

以上、國民學校の名に於て、いろいろさまざまの事を考へて来た。そして、たゞ考へただけでなく、眞に國民幼稚園としての實現を望んで来た。斯くて、種々の努力が要求せられるのであるが、その要求の一つの到りつくところは、幼稚園令の改正である。

幼稚園令は、大正十五年の制定である。今にして當時を思ひ起せば、誠に欣慶至上の思ひのしたごとであつた。それ以前は、獨立の教育令として幼稚園の規定が無かつたのである。それを新令として公布せられた當時の當局に對する感謝を忘れることは出来なない。殊に、その公布と共に發せられた文部大臣の訓令は、幼稚園の社會的職能を明示することに於て劃期的のものであつた。

しかし、年を経るに共に、細部の諸點に於て改正の要求も次第に起り來り、卒直にいへば、早晚その必要があつたことも見られた。そこへ、あらはれたのが教育審議會の答申としての幼稚園に關する要綱である。その主旨に基いて、幼稚園令改正の必然は暗示せられて来た。更にそこに、國民學校の制定によつて、幼稚園令改正は、必然をそのまゝに急務として感ぜられ來つた。またですが、「いつからですか」といふ聲が全國に起る程、それはたゞ時の問題のやうにさへ感ぜられ來つた。

その改正内容に就ては茲に簡單に論定することを慎まなければならぬ。大いに研究し、廣く諸見を集め、現下の必要に即し、將來を見透しての、眞に周到な改正でなければならぬ。殊に大に積極的な改正でなければならぬ。

その積極性は之亦諸方面にあらはれなければならぬが、國民教育としての意識の強調はその第一でなければならぬ。個人的教育意識から、社會施設的意識へ、社會施設的意識から國民教育的意識へ。之れは是非改正の上にはあらはれなければならぬ要點である。これを更に實際的にいへば、皇民の基礎的鍊成をなす國民學校の正しき、而して積極的な關係に於て、幼稚園の職能を必要さがハッキリせられなければならぬ。

幼稚園そのもの、規定の改正と共に、保姆の資格を養成が、併せ改正せられなければならぬことも論を俟たぬ。それなくして、幼稚園の内容を、實にするところは出来ないからである。

更に、幼稚園令の改正が、たゞ幼稚園令の從來のまゝの存在としての改正にとどまらず、國の幼児の全般の問題として、廣き視野のもとに綜合展開せられなければならぬことも、附言せざるを得ぬ。保育所との關係の如きその一つである。而して國家の幼児の保育を一元的に考へることが、國民幼稚園の名に於て、われ等の思維であることは言ふまでもない。